

答 申

平成 2 5 年 7 月

池田市立学校通学区審議会

平成25年7月1日

池田市教育委員会
委員長 児玉 皓雄 様

池田市立学校通学区審議会
会長 谷口 梶藏

平成24年10月30日、池田市教育委員会より諮問のあった下記事項について、別紙のとおり答申します。

記

1. 小中一貫教育の実施に伴う小中連携校の設定並びに通学区域の見直しについて
2. 細河中学校区施設一体型小中一貫校開校に伴う通学区域の見直しについて

答 申

1 はじめに

池田市立学校通学区審議会（以下、審議会）は、池田市教育委員会からの委嘱を受けて、平成24年10月30日に発足し、同日付け（池教学発第29号）によって、「小中一貫教育の実施に伴う小中連携校の設定並びに通学区域の見直しについて」および「細河中学校区施設一体型小中一貫校開校に伴う通学区域の見直しについて」の2項目について諮問を受けた。

諮問によると、小中一貫教育の実施に伴い、小・中学校の連携校を指定するが、一部の区域では調整区域を設定していることから、連携校以外の中学校を選択することができるため、通学区域の見直しについて検討が必要であること、また、適正規模を下回る北部地域の細河小学校、伏尾台小学校および細河中学校は、学校施設再編整備計画において小規模校の解消などを目的に、3校を一体とした細河中学校区施設一体型小中一貫校の建設を計画しているが、通学環境の変化への配慮や施設一体型小中一貫校による一貫性の高い教育環境をはじめとする特色ある学校として、弾力的な通学区域の設定などについて検討が必要であることから、これらについての審議を求めるものであった。

2 前回の審議会について

池田市の通学区域の考え方は、前回開催された審議会の答申（平成19年12月）に次のとおり記載があり、この考え方に変わりはない。

本市の市立小・中学校の通学区域については、原則として町単位で設定され、併せて児童・生徒の通学時における安全も確保するといった観点に立ち設定されている。小学校においては、一部の通学区域に地理的要件などを配慮し、調整区域が設定されている。中学校についても、一部の区域の児童は、多くの同級生と異なる中学校へ進学する状況が生じていたため、平成16年度から新たに調整区域を設定し、本市の実情にあわせた内容で実施されているところである。

前回の審議会の諮問項目は、「池田小学校並びに秦野小学校の通学区域について」「今後、適正規模を下回ると推測される小学校の通学区域について」の2項目で、その答申では、校区内に大型マンションの建設等により、大幅に児童数の増加が見込まれる池田小学校、地域性などにより児童数の増加が続いている

秦野小学校について、基本的には通学区域を変更せず、調整区域を設けることにより近隣の小学校へ就学できるようにするとの考えのもと、該当地域に調整区を設置したところである。また、適正規模を下回ると推測される細河小学校、伏尾台小学校については、魅力ある学校づくりをめざすよう努力すること、また、将来的に保護者の希望があれば、校区以外から保護者の責任のもと、受け入れるよう配慮することなどの考えが示されたところである。

3 諮問項目1「小中一貫教育の実施に伴う小中連携校の設定並びに通学区域の見直しについて」

(1) 小中一貫教育について

池田市では平成26年度から小中一貫教育の本格実施を予定している。小中一貫教育の基本方針は、

1. 学習指導要領のもと、「教育のまち池田」特区での実践を継続。
2. めざす子ども像の共有化を図り、各中学校区の特色を生かした教育を、中学校区協働で進める。
3. 「4・3・2」の指導区分を基に、幼児期からの連携を図りながら、義務教育9年間の連続し一貫した教育課程（ベーシック・カリキュラム）を編成・実施。
4. 学校・家庭・地域が一体となり、「地域の子どもは地域で育てる」教育コミュニティづくりをすすめる。

の4つとなっている。

(2) 小中一貫教育と通学区域との関係

小中一貫教育は、小学校と中学校がお互いに協力しあって、中学校区ごとに「めざす子ども像」や「教育課程」などを共有し、中学校区ごとの特色を生かした教育を協働で進め、義務教育9年間で連続し一貫した教育を実施するものである。したがって、小中一貫教育を推進するにあたり、連携する小・中学校を中学校区ごとに指定することが望ましいと考える。

また、学校・家庭・地域が一体となり、教育コミュニティづくりをすすめるためには、それぞれが当事者意識を持ち、中学校区を基本に子どもたちの育ちに関わっていく必要がある。ただ、池田市には調整区域という歴史的経緯があり、中学校区ごとの教育コミュニティづくりという観点から、審議会としては、この問題について検討を行った。

(3) 調整区域の問題について

調整区域は地理的要件、友人関係、児童・生徒数の偏りの緩和などにより設けられており、弾力的な通学区域の運用という面ではメリットがあるが、しかしながら、今後さらに進めていこうとしている、中学校区ごとの教育コミュニティづくり、地域活動や集団登校などにおいて課題もある。

現在の小学校から中学校への進学調整区域は、連携する中学校以外の中学校に進学することができる制度である。これを中学校区ごとに連携する小・中学校に指定することは、子どもの学びからすると、極めて自然な形で学校の教員が連携でき、教育内容も連携される。したがって、子どもたちにとって、豊かな学びになるなどの考えから、連携する中学校への進学に限定することについては合意があった。

これにより、調整区域においても、小学校入学時に連携する中学校への進学が決まることになり、調整区域が設置された要件である友人関係という課題も解消できることになる。

また、学校・家庭・地域が一体となり、教育コミュニティづくりをすすめるという面からすると、本来、地域ごとに就学できる学校は指定校のみとし、2つ以上の小学校、中学校に就学できる状態を無くすべきであるが、地理的要件、児童・生徒数の偏りの緩和など調整区域の必要な理由について再度検証し、必要な場合のみ調整区域を残すこととした。

また、一部の地域では、小学校と中学校の連携にねじれが生じており、その場合、小学校または中学校の指定校の変更が必要になってくるが、児童・生徒数、立地条件、就学率などを総合的に勘案することとした。

以上を前提として、地域ごとに検討した。

(4) 地域ごとの検討

・木部町

諮問項目2「細河中学校区施設一体型小中一貫校開校に伴う通学区域の見直しについて」と関連するので、別途協議を行ったため後述。

・建石町

・上池田1丁目

建石町、上池田1丁目は、元々、五月丘小学校、渋谷中学校が指定校であったが、昭和47年に池田小学校の調整区域に設定、昭和57年の細河中学校開校時に中学校の指定校を池田中学校に変更、昭和62年に小学校の指定校を池田小学校に変更し、現在は、池田小学校、池田中学校が指定校である。

平成16年には連携の関係から、五月丘小学校卒業者に限り渋谷中学校も選

択が出来ることとされた。

児童・生徒数は、池田小学校が五月丘小学校を、渋谷中学校が池田中学校を大きく上回る状況である。

小・中学校の立地としては、小学校は両地域の端にあり、中学校は、池田中学校が上池田1丁目内に建っており、建石町から渋谷中学校に通学する際は池田中学校を通過することになる。

また、就学率は、建石町は、池田小学校、五月丘小学校ともに約半数ずつ就学しているが、一方、上池田1丁目は、95%以上が池田小学校へ就学しており、五月丘小学校へは、平成25年度の就学者はいない状況である。

以上により、これまでどおり両地域ともに池田小学校、池田中学校を指定校とすべきだと考える。なお、調整区域の設置目的を果たしている建石町は、五月丘小学校の調整区域として残し、五月丘小学校卒業者は渋谷中学校への進学に限るものとする。一方、1地域1小・中学校をめざすうえで、調整区域の設置目的を果たしていない、上池田1丁目については、五月丘小学校の調整区域から削除する。

・槻木町

槻木町は、池田小学校および池田中学校が指定校であり、校区内の大型マンション建設に伴う児童数の増加の軽減を目的に、平成20年度より呉服小学校の調整区域に設定されたが、阪急電車の高架下や人通りの少ない住宅街の通過を懸念する保護者の声もあり、これまでの呉服小学校への就学は数名で、現在は就学者がいない状況である。

池田小学校は平成23年度から平成24年度にかけて実施した大規模改修において、平成27年度の推計児童数のピークに合わせた教室数の整備が完了したところである。

一方、呉服小学校の児童数は適正規模であり、校区内のマンションの建設などによる児童数の増加が見込まれており、槻木町を呉服小学校の校区に組み入れた場合、将来的に新入学児童数が池田小学校を上回る可能性もある。

以上により、これまでどおり、指定校を池田小学校、池田中学校とすべきだと考える。なお、1地域1小・中学校をめざすうえで、調整区域の設置目的を果たしていないため、呉服小学校の調整区域から削除する。

・旭丘1丁目・旭丘2丁目

旭丘1丁目・旭丘2丁目は、元々、秦野小学校、渋谷中学校が指定校であったが、昭和53年の石橋中学校開校時に中学校の指定校を石橋中学校に変更し、

現在は、秦野小学校、石橋中学校が指定校である。

平成16年には連携の関係から、渋谷中学校も選択が出来ることとされ、更に秦野小学校区内の児童数の増加の軽減を目的に、平成20年度より石橋小学校および緑丘小学校の調整区域に設定された。

児童・生徒数は、秦野小学校が石橋小学校、緑丘小学校を、渋谷中学校が石橋中学校を大きく上回る状況であり、秦野小学校、渋谷中学校ともに、これ以上の児童生徒数の増加には施設の設備面からも余裕がない状況にある。

小・中学校の立地としては、個別にみると、各学校に近いところもあるが、地域全体としては、小学校は両地域の周辺にあり、中学校は、石橋中学校が渋谷中学校より若干近接している。

また、就学率は、秦野小学校、渋谷中学校に8割前後が就学している。

本地域は、小・中学校の連携にねじれが生じ、小学校または中学校の指定校の変更が必要である。

以上により、両地域ともに石橋小学校、石橋中学校を指定校とすべきだが、小学校区の変更は、自治会活動や子ども会などの地域活動、通学路の安全確保など小学校との連携への影響があり、また、多くの児童が秦野小学校に就学している現状から、保護者および地域への十分な周知を行い、両地域の児童が指定校へ就学するよう促すことが大前提となる。

ただ、秦野小学校区を単位として、様々な地域活動が行われている中、移行期間として当分の間、秦野小学校の調整区域として残すが、秦野小学校卒業者は、連携校である渋谷中学校への進学に限ることとする。

1地域1小・中学校をめざすうえで、緑丘小学校への就学は数名で、調整区域の設置目的を果たしていないため、両地域とも緑丘小学校の調整区域から削除する。

・鉢塚3丁目

鉢塚3丁目は、元々、秦野小学校、渋谷中学校が指定校であったが、昭和51年の緑丘小学校開校時に小学校の指定校を緑丘小学校に変更し、現在は、緑丘小学校、渋谷中学校が指定校である。平成23年度より、住民からの要望や渋谷中学校の生徒数の緩和などにより、石橋小学校および石橋中学校の調整区域に設定された。

児童・生徒数は、小学校は、石橋小学校が緑丘小学校を上回るが両校ともに適正規模であり、中学校は、渋谷中学校が石橋中学校を大きく上回る状況である。ただ、緑丘小学校の校区から本地域を除いた場合、適正規模を下回る可能性がある。また、旭丘1丁目・旭丘2丁目を石橋中学校区とした場合は、石橋小学校、石橋中学校の児童生徒数が増加する可能性がある。

小・中学校の立地としては、小学校は両地域の周辺にあり、中学校は、石橋中学校が渋谷中学校より近接している。

また、就学率は、緑丘小学校、渋谷中学校に9割強が就学している。

以上により、これまでどおり、緑丘小学校、渋谷中学校を指定校とすべきだと考える。1地域1小・中学校をめざすうえで、調整区域の設置目的を果たしていないため、石橋小学校の調整区域から削除することも考えられるが、平成23年に設置したところであり、当分の間、石橋小学校の調整区域として残すが、石橋小学校卒業者は、連携校である石橋中学校への進学に限るものとする。

・天神1丁目

天神1丁目は、元々、石橋小学校、北豊島中学校が指定校であったが、昭和47年の石橋南小学校開校時に北豊島小学校の調整区域に設定し、昭和62年に小学校の指定校を北豊島小学校に変更し、石橋小学校の調整区域に設定した。現在は、北豊島小学校、北豊島中学校が指定校である。

平成16年には連携の関係から、石橋小学校卒業者に限り石橋中学校も選択が出来ることとされた。

児童・生徒数は、小学校は、両校ともに同規模かつ適正規模であり、中学校は、北豊島中学校が石橋中学校を少し上回り、石橋中学校は適正規模を下回る状況である。ただ、旭丘1丁目・旭丘2丁目を石橋中学校区とした場合は、石橋小学校、石橋中学校の児童生徒数が増加する可能性がある。

小・中学校の立地としては、本地域は、両小・中学校の中間地点である。

また、就学率は、北豊島小学校、石橋小学校ともに約半数ずつ就学している。

以上により、これまでどおり、北豊島小学校、北豊島中学校を指定校とすべきだと考える。なお、1地域1小・中学校をめざすうえで、石橋小学校の調整区域から削除することも考えられるが、旭丘1丁目・旭丘2丁目は移行期間として、当分の間、秦野小学校の調整区域として残すことから、すぐに石橋小学校の調整区域から本地域を削除すると、石橋中学校の規模が適正規模を大きく下回る可能性もあるため、旭丘1丁目・旭丘2丁目が秦野小学校の調整区域である期間は、石橋小学校の調整区域として残すが、石橋小学校卒業者は、連携校である石橋中学校への進学に限るものとする。

・住吉1丁目(1・6～13番)、住吉2丁目(4～13番)

・空港1丁目、空港2丁目

住吉1丁目(1・6～13番)、住吉2丁目(4～13番)、空港1丁目、空港2丁目は、元々、北豊島小学校、北豊島中学校が指定校であったが、昭和47年の石橋南小学校開校時に小学校の指定校を石橋南小学校に変更した。現在

は、石橋南小学校、北豊島中学校が指定校である。

平成16年には連携の関係から、石橋中学校も選択が出来ることとされた。

本地域は、小・中学校の連携にねじれが生じ、小学校または中学校の指定校の変更が必要である。

指定校である石橋南小学校は、適正規模を下回っており、小規模校の児童数を更に減少させることになる。

以上により、これまでどおり、石橋南小学校を指定校とし、中学校は連携する石橋中学校を指定校に変更すべきだと考える。

したがって、石橋南小学校との連携校でない、北豊島中学校の調整区域から本地域を削除する。

今回、調整区域として残る地域があるが、小中一貫教育や中学校区ごとの教育コミュニティづくりの推進などについて十分周知し、指定校への就学を促し、今後、調整区域は廃止していくべきと考える。

4 諮問項目2「細河中学校区施設一体型小中一貫校開校に伴う通学区域の見直しについて」

(1) 細河中学校区施設一体型小中一貫校について

池田市域北部に位置する、細河小学校および伏尾台小学校は、平成19年度に開催された審議会において、当時、今後適正規模を下回ると推測される小学校として、通学区域のあり方について審議されている。答申では、児童数の減少は切実な問題で、教育環境の不平等、教育効果への影響が危惧されるが、小学校は地域の核として、存在することに意味があり、可能な限り通学区域は変更しないことが望ましいとされ、まずは、魅力ある学校づくりをめざすこととされた。また、校区以外からの受け入れも一つの考え方であると示された。

その後、平成23年6月には、学校施設再編整備計画が示され、学校施設再編整備における3つの柱、小中一貫教育の推進、小規模校の解消、施設老朽化改善・耐震化にもとづき、細河小学校、伏尾台小学校および細河中学校の3校を一体とした細河中学校区施設一体型小中一貫校を建設し、平成27年度の開校をめざしているところである。

審議会では、通学環境の変化への配慮や、施設一体型小中一貫校による一貫性の高い教育環境をはじめとする、特色ある学校として弾力的な通学区域の設定などについての検討が求められている。

(2) 木部町について

木部町は、細河小学校、池田中学校が指定校であり、昭和57年の細河中学校開校時にも中学校の指定校を変更していない。

平成16年には連携の関係から、細河中学校も選択が出来ることとされた。

児童・生徒数は、細河小学校が小規模で、池田中学校は適正規模、細河中学校は小規模校という状況である。

中学校の立地としては、本地域が南北に長いため、北端の細河小学校付近からは、池田中学校、細河中学校共に同距離だが、中心部の木部町交差点付近になると、細河中学校への通学距離が池田中学校のおおよそ倍となる。

また、就学率は、木部町は90%弱が池田中学校へ就学しており、細河中学校へは平成25年度の就学者はいない状況である。

通学距離および就学率からすると、池田中学校を指定校とすべきだと考えられるが、池田中学校を指定校とした場合、小学校の指定校は池田小学校となるため、これ以上の児童数の増加には施設の設備面からも余裕がない状況にある。また、細河小学校、伏尾台小学校の児童数は池田小学校の児童数を大幅に下回っており、平成27年度の細河中学校区施設一体型小中一貫校の開校時における新1年生は、木部町を除いた場合、1学級になる可能性もある。

以上により、これまでどおり小学校は細河小学校を指定校とし、中学校は、指定校を変更し細河中学校を指定校とすべきだと考える。なお、細河小学校との連携校でない、池田中学校の調整区域から本地域を削除する。

今回、総合的に勘案し、中学校を細河中学校に指定することは妥当だと結論付けたが、木部町では、通学距離の問題からほとんどの生徒が池田中学校に通っているのが現状である。しかしながら、小学校は細河小学校が指定校であり、細河中学校区に取り入れることは妥当だが、通学手段として通学バスの運行は最低限の条件として整備することが必要である。また、細河中学校区の特色や教育活動づくりについて具体的に提示していくことが必要であり、今後、本地域の通学区域の変更について住民に説明する際には、開校予定の細河中学校区施設一体型小中一貫校の特性を活かし特色ある教育活動の推進を図ることも合わせて十分説明し、一定の理解が得られるよう要望する。

また、前回の審議会でも、「細河小学校、伏尾台小学校区以外からの就学の希望があれば、通学の安全面等の課題はあるが、保護者の責任のもと、受け入れるよう配慮するののも一つの考え方である。」と答申にて示されているが、今後、学校づくりを介して教育向上を図ることにより「ここに通いたい」という希望も出てくる可能性がある。

5 おわりに

本審議会は、平成24年10月30日の第1回審議会以降、教育委員会からの諮問事項の範囲において慎重に審議を重ね、その結果をここに答申した。

「小中一貫教育の本格実施」、「細河中学校区施設一体型小中一貫校の開校」に伴う通学区域の見直しについて諮問され、また、審議会の冒頭に教育委員会より、これからも学区制は維持することや、将来は1地域1小・中学校をめざすとの方針が示された。それぞれの施策が、今後の池田の教育の発展のため新たに取り組んでいくものであり、円滑に推進されるための適正な通学区域を検討し、提案を行った。しかしこれらは、あくまでそれぞれの施策の推進を想定したうえでのものである。特に、旭丘1丁目・2丁目においては、小学校区を変更しており、細河中学校区施設一体型小中一貫校の開校に伴う通学区域については、これまで「歩いて通える範囲で設定しよう」ということを大前提としてきたが、今回大きく方向転換している。但し、小中一貫教育における連携を密にするため、明確な連携校の位置づけが必要であるとすることも重要であるが、一部の地域においては、児童・生徒数の偏りの緩和等により、当分の間調整区域を残すことや、調整区域に居住する児童・生徒は、きょうだいで同じ学校に在籍できるように経過措置を講じるなど、きめ細やかな配慮も必要と考える。

教育委員会におかれては、この答申に基づき、周知期間、実施時期も含め十分検討された上で、決して混乱をまねくことがないように、慎重に進めて頂きたい。

6 資料

〔調整区域の現状〕

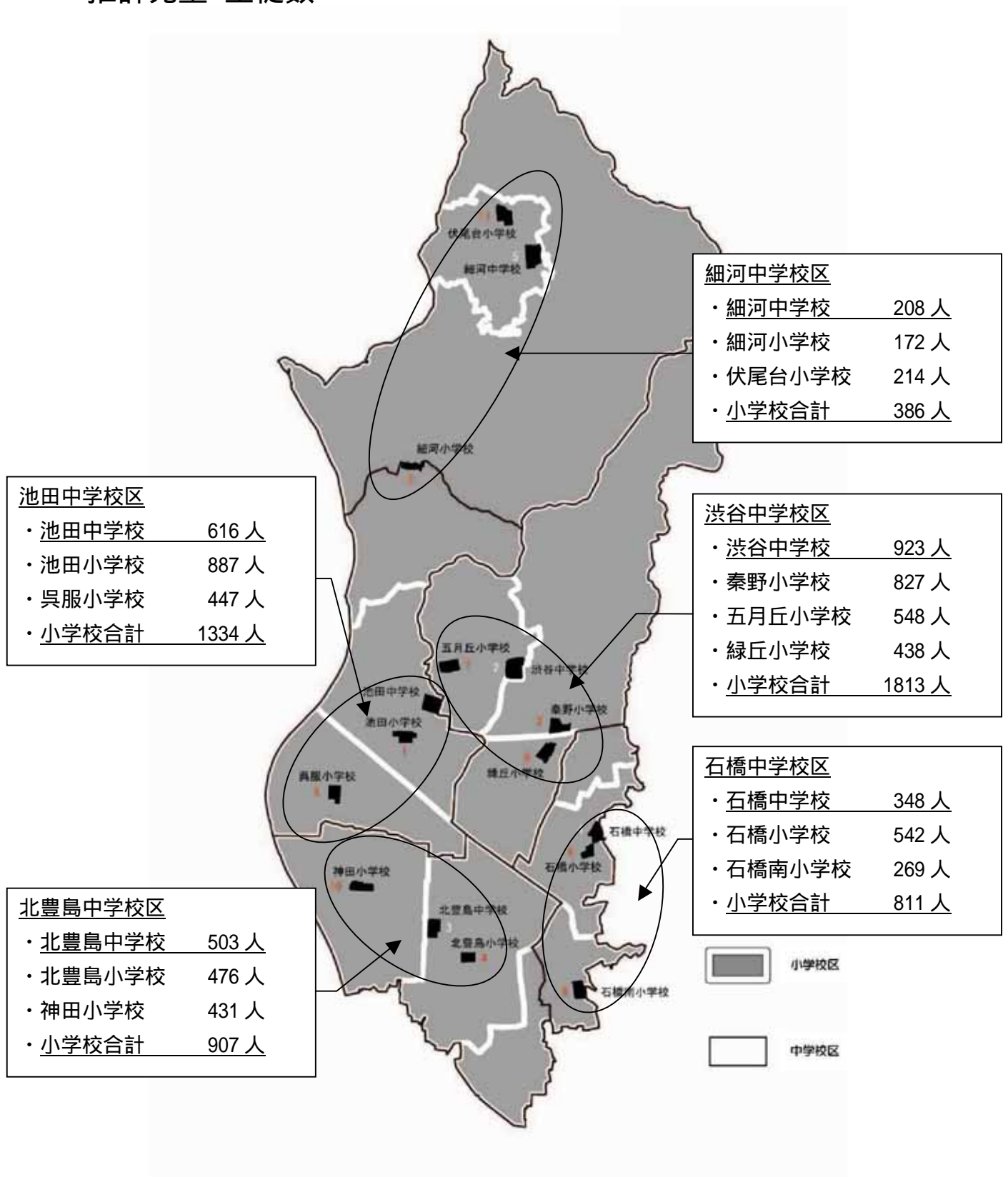
町 名	指定校		調整校	
	小学校	中学校	小学校	中学校
木部町	細河小学校	池田中学校		細河中学校
建石町	池田小学校	池田中学校	五月丘小学校	渋谷中学校 (五月丘小学校卒業者のみ)
上池田1丁目	池田小学校	池田中学校	五月丘小学校	渋谷中学校 (五月丘小学校卒業者のみ)
槻木町	池田小学校	池田中学校	呉服小学校	
旭丘1丁目 旭丘2丁目	秦野小学校	石橋中学校	石橋小学校 緑丘小学校	渋谷中学校
鉢塚3丁目	緑丘小学校	渋谷中学校	石橋小学校	石橋中学校
天神1丁目	北豊島小学校	北豊島中学校	石橋小学校	石橋中学校 (石橋小学校卒業者のみ)
空港1丁目 空港2丁目 住吉1丁目 (1・6～13番) 住吉2丁目 (4～13番)	石橋南小学校	北豊島中学校		石橋中学校

(調整区域の通学区変更案)

町 名	指定校		調整校	
	小学校	中学校	小学校	中学校
木部町	細河小学校	細河中学校		
建石町	池田小学校	池田中学校	五月丘小学校	渋谷中学校
上池田1丁目	池田小学校	池田中学校		
槻木町	池田小学校	池田中学校		
旭丘1丁目 旭丘2丁目	石橋小学校	石橋中学校	秦野小学校	渋谷中学校
鉢塚3丁目	緑丘小学校	渋谷中学校	石橋小学校	石橋中学校
天神1丁目	北豊島小学校	北豊島中学校	石橋小学校	石橋中学校
空港1丁目 空港2丁目 住吉1丁目 (1・6～13番) 住吉2丁目 (4～13番)	石橋南小学校	石橋中学校		

池田市立小学校を卒業した者は、連携する中学校に進学することとする。

小中一貫教育実施時(平成 26 年度) 推計児童・生徒数



平成 25 年 5 月 1 日現在

池田市立学校通学区審議会審議過程

第 1 回目 平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日

第 2 回目 平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

第 3 回目 平成 2 5 年 3 月 2 8 日

第 4 回目 平成 2 5 年 5 月 2 4 日

第 5 回目 平成 2 5 年 6 月 1 9 日

池田市立学校通学区審議会委員名簿（第1回～第3回）

会長 副会長

区 分	役職名等	氏 名
学識経験者	箕面自由学園幼稚園 園長	青木 和男
	関西外国語大学 教授	角野 茂樹
	元池田市教育委員会 教育長	谷口 楓藏
	大阪教育大学 理事	成山 治彦
校長代表	池田市立学校校長会 会長	鎌田 富夫 (池田小)
	池田市立学校校長会 副会長	馬場 勝 (秦野小)
	池田市立学校校長会 副会長	小山 仁志 (渋谷中)
P T A 代表	P T A 協議会 会長	坂上 昭栄 (池田小)
	P T A 協議会 役員	石井 まゆ美 (池田中)
	P T A 協議会 役員	井上 陽子 (石橋小)
	細河小学校	宮本 宏子 (副会長)
	秦野小学校	森上 奈帆子 (副会長)
	石橋小学校	小作 慎一 (会 長)
	五月丘小学校	田村 佳寛 (会 長)
	石橋南小学校	村岡 千加子 (副会長)
	緑丘小学校	米崎 真一 (会 長)
	伏尾台小学校	雨堤 泉 (副会長)
	細河中学校	古山 祐佳里 (副会長)
市民代表	公募委員	白澤 麻代
	公募委員	玉城 恵

池田市立学校通学区審議会委員名簿（第4回～第5回）

会長 副会長

区 分	役職名等	氏 名
学識経験者	箕面自由学園幼稚園 園長	青木 和男
	関西外国語大学 教授	角野 茂樹
	元池田市教育委員会 教育長	谷口 楓藏
	大阪教育大学 理事	成山 治彦
校長代表	池田市立学校校長会 会長	小山 仁志 (渋谷中)
	池田市立学校校長会 副会長	馬場 勝 (秦野小)
	池田市立学校校長会 副会長	古田 誠司 (細河中)
P T A 代表	P T A 協議会 副会長	濱 亮 (渋谷中)
	P T A 協議会 役員	伊勢 睦子 (池田中)
	P T A 協議会 役員	村上 芳子 (池田小)
	細河小学校	高杉 恵み (副会長)
	秦野小学校	正田 和美 (副会長)
	石橋小学校	小作 慎一 (会 長)
	五月丘小学校	白石 由佳 (副会長)
	石橋南小学校	岡田 美智子 (副会長)
	緑丘小学校	寺尾 順子 (副会長)
	伏尾台小学校	雨堤 泉 (副会長)
	細河中学校	藤田 桂子 (副会長)
市民代表	公募委員	白澤 麻代
	公募委員	玉城 恵